

質 問 状

平成25年6月3日

東京弁護士会御中

健全な法治国家のために声をあげる市民の会 代表 八木 啓 代

先般の公開質問状に対するご回答は到底納得できる内容ではないため、再度、貴会において、弁護士会としての社会的責任を踏まえた、具体的かつ明確な回答をして頂くため、再度の公開質問を行う。

1. 元検事による虚偽の捜査報告書作成事件は政治的意味合いを持っており、検事正まで務めた人物が審査補助員をしたことは、公正とは言えないことは、2013年6月3日付け東京新聞の記事を読むまでもなく明らかである。したがって、前回の質問状に対する回答である、「当会として適切かつ公正に選考し、推薦している」という回答は回答になっていない。

他弁護士会の場合、補助弁護士の推薦は、常議員会（あるいはそれと同等のもの）の議決によって決めるべきで、且つ、時間がない場合には、弁護士推薦委員会に諮問し、その答申をへて会長が決め、その場合でも常議員会に報告を行わなくてはならないとの回答を得ている。

東京弁護士会の場合も、同等の手順を適応されるのが相当と思われるが、実際には、東京弁護士会の会報では、日付からして第5回常議員会の議題には、これに相当するものはない。

東京弁護士会が、実際に「適切かつ公正に選考し、推薦」しているのであれば、当然ながら、合議によって推薦がなされているべきであり、また、報告も行われているはずであり、したがって、その内容を一般に公開できない理由はないはずである。

2. 回答書において、「選考過程を公表しないという取り扱いは、弁護士自治にも関わることから弁護士会として一般的であると認識している」とあるが、上記の質問は、具体的に澤弁護士の選考過程について尋ねているわけではない。

貴会から開示を受けた『審査補助員候補者及び指定弁護士候補者選任等に関する規則』の第7条第3項は、「会長は、審査補助員候補者又は指定弁護士候補者の推薦依頼を受けた場合は、原則として、推薦候補者名簿の中から、適切と思われる弁護士会員を合理的な方法をもって選択して推薦するものとする。」と定めている。そこで、この規定にいう「合理的な方法」が、実際にどのようなものであるかを明らかにすべく、補助弁護士が東京弁護士会において、一般的にどのように推薦されているかを尋ねているわけであり、かつ、澤弁護士の推薦がそれに基づいて正当に行われたのかどうかを尋ねるのであって、これを明らかにすることは、「不祥事の未然の防止に努め、紛議調停・綱紀・懲戒などの手続に基づき、弁護士会の指導監督を徹底し、信頼の確保に全力を尽くします。」との菊池祐太郎会長のモットーでもあるはずである。

もし、貴会において、補助弁護士の選任が、同規定の趣旨に反して、「合理的な方法」ではない方法で行われていたのであれば、その旨を明らかにし、今後、「合理的な方法」による選任に改めることを、社会に対して明らかにすべきである。

3. 『条解弁護士法（第4版）』（日本弁護士連合会調査室編著）によれば、「弁護士自治とは、弁護士の資格審査や弁護士の懲戒を弁護士階層の自律に任せ、またそれ以外の弁護士の職務活動や規律を、裁判所、検察庁又は行政官庁の監督に服せしめない原則をいう。（中略）弁護士自治の内容は、①弁護士会による弁護士資格試験の施行、②弁護士会による弁護士実務修習の施行、③弁護士資格の付与と登録を弁護士会が行うこと、④弁護士に対する監督と懲戒を弁護士会が行うこと、⑤強制加入性の弁護士会が設立されること、に要約することができる」とされている。

しかし、補助弁護士の選任は、上記①～⑤のいずれにも該当しないと考えられ、合理的な選任が行われたかどうかを説明することは、弁護士会に対する信頼の問題であって、弁護士自治に関わるという理由付けは、およそ社会の理解を得られるものではないと考える。

さらに、今回のように検察庁との関わりが極めて深かった人物を補助弁護士として推薦すれば、それこそ、弁護士自治の内実が疑われかねないのであって、貴会の前回の回答は、全く理由になっていないともいえる。

本件では、司法の一翼を担う貴会が審査補助員候補者の推薦制度を適切に運用しているか否かについて重大な疑義が生じているものであることから、司法が国民の信頼を取り戻すためにも、上記の疑問に対して、改めて、きちんとした説明を行って頂くことを要望する。

以上